

## 平成30年 第1回蔵王町農業委員会総会議事録

第1回蔵王町農業委員会総会は、平成30年1月26日蔵王町役場第一会議室に招集された。

出席農業委員は次のとおりである。

1番	我妻 茂	2番	玉根 可奈
3番	菅井 啓二	4番	佐藤 良彦
5番	平間 栄	6番	山家 一彦
7番	佐藤 ゆり	8番	武田 明夫
9番	平間 博		

出席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

樋口 俊彦	三沢 敏朗	山家 文一
村上 智彦	大和 憲男	會田 照
平間 昭男	鈴木 好和	山家 照雄
我妻 義明	佐藤 雄一	杉山 由美子

欠席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

川村 富士男

事務局職員は次のとおりである。

事務局長	砂金 毅
書記	佐藤 良行 村上 幸太

本日の議事日程は次のとおりである。

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
- 日程第2 報告事項1 非農地証明結果報告について
- 日程第3 報告事項2 農地現況照会に係る調査について
- 日程第4 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第5 第2号議案 農地転用事業計画変更承認申請について
- 日程第6 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第7 第4号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書を決定することについて
- 日程第8 第5号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書を決定することについて（参与制限）
- 日程第9 第6号議案 非農地証明願について
- 日程第10 第7号議案 農地の賃借料情報の提供について
- 日程第11 第8号議案 平成30年度蔵王町農作業労働賃金標準額の改定について

蔵王町農業委員会会議規則第7条第1項の規定により、委員の過半数が出席したので、会議が成立した旨を述べ、第1回蔵王町農業委員会総会の開会を宣言した。

(午後1時30分)

- 議 長 これより会議を開きます。
- 議 長 只今の出席農業委員は9名、推進委員は12名であります。  
川村富士男推進委員からは欠席の報告がありました。  
定足数に達しておりますから、会議は成立いたしました。  
これより、平成30年第1回蔵王町農業委員会総会を開催いたします。  
本日の議事日程はお手元に印刷配付のとおりであります。日程に従い議事を進めます。
- 議 長 日程第1議事録署名委員の指名を行います。  
蔵王町農業委員会会議規則第27条第3項の規定により、議長が2名を指名することにご異議ございませんか。  
[異議なしの声あり]
- 議 長 異議なしと認めます。よって、7番佐藤ゆり委員、8番武田明夫委員の2名を指名いたします。
- 議 長 今回の総会において日程第4 第1号議案の中で、町内における新規の権利取得に該当する申請人をお呼びしております。  
審議に先立ち申請人より当該申請の概要について説明を求めてよろしいでしょうか。  
[異議なしの声あり]
- 議 長 異議なしと認めます。申請人をお呼びする前に事務局より今回の事業内容を説明いたします。  
[事務局説明]
- 議 長 何か質問はございませんか。  
鈴木推進委員 まず、これは事業が完了した場合、農地に復元しなければならないということですか。次に、8億円もの事業費を費やして採算が取れるものなのでしょうか。
- 事 務 局 はい。まず、一時転用ですので、事業完了した場合には農地に復元しなければなりません。ただ、適正に事業や営農が行われている場合、3年ごとに再申請して延長することは可能となります。あとは、採算ですが、そのように3年毎の再申請をして事業継続する中で採算が取れるという計画のもとで申請されていると思われま。
- 議 長 他に質問はございませんか。  
6番委員 営農型の太陽光発電事業ということで、営農継続が条件となるわけですが、何か営農において規制というか制約があるわけですか。

事務局 はい、この申請地も第1種農地という優良な農地でありますから、設置した者勝ちということはありません。そこで、毎年のその事業地での作目、収量等の営農状況を報告することになっております。

そして、その営農において当該作物がその地域における平均的な収量よりも2割以上の減収となる場合には太陽光施設を撤去して元の農地に復元することになります。

ただし、今回は新たにみょうがを作付けするということで、一気に全面積に作付けすることが困難であります。今回のケースにおいてその2割という基準をどう判断するか、その検討も要するものと考えております。

4番委員 ここは先に太陽光の永久転用の申請があって、町としては不許可相当、県でも不許可の判断をしたわけでありまして。

そこで、今回は県に対して不許可相当という判断を伝えなくても大丈夫ということなのか。

事務局 まず、今回の営農型は支柱だけが転用面積にあたるということで、県の意見を聞かなければならない3千㎡に達しません。

また、県の関係機関とも調整したのですが、今回のように営農型で申請されれば不許可とする法的根拠はないだろうということでございます。

4番委員 他にもこういった事例はあるものなのでしょうか。

事務局 仙南でも亙理か山元かで営農型があったかと思いますが、自己転用の小規模なものであります。県内では栗原で大規模なものもありますが、撤去させられたということはないようです。

また、今回の太陽光の事業者について、県外で営農型の事業実績があると聞いております。

4番委員 まあ、営農については新たに法人を立ち上げて営農するということではありますが、この法人はそういった資格を備えているんでしょうね。

事務局 3条の申請の方にも出てきますが、農地を所有すると言うのではなく、借りて営農を行うもので、資格を備えているものと思われまして。

5番委員 太陽光がどのようになるのか、頭には浮かびませんが、農地をパネルで覆うという中で2割未満の減収に抑えるのは難しいように思うし、8億もの投資をすれば回収できるまで20年あるいはそれ以上の事業継続が必要となる。撤去を命じられずに事業継続できるのか、応援したい気持ちもないわけではないが不安も感じる。

事務局 そういった詳細については申請人をお呼びしておりますので、説明を聞いた後に直接質問いただければと思います。

議長 はい、ここでの質疑は、申請人に対してもできるものではなくて、基本的な事項で事務局に聞きたいものに限らせていただきます。

議 長 質問はございませんか。  
 [なしの声あり]  
 質問がございませんので、該当する番号3番の申請人より当該申請の概要について説明をお願いします。

議 長 [申請人 入場]  
 蔵王町農業委員会では、町内農地の新規権利取得希望者や新規就農希望者からの申請があった場合、許可に際して、申請内容を詳しく把握するために申請人本人から直接、権利取得後の営農計画等について説明をお願いしております。  
 それでは、申請に至った経緯や権利取得後の営農計画などについて説明をお願いします。

議 長 [申請人 説明]  
 説明が終了しましたので、申請人への質問を許します。

4 番 委 員 新規に法人を立ち上げて営農するということですが、理事が何名といった法人の設立に関しては完了しているのですか。

申請人代理人 法人の設立は完了しております。ただ、当初営農を目的とした法人ではなかったことから只今、法人の目的を変更しているところでございます。

4 番 委 員 先に永久転用で申請があった際にも周囲への影響やどんどん事業地が拡大されるのではないかとといった様々な危惧があった。今回は永久転用ということだが、そういった点についてはどう考えているか。

申請人代理人 国の規制や売電の採算を考えると、あれ以上事業地を増やすというのは考えていないし、現状で考えられないことである。

6 番 委 員 さきに太陽光で不許可となった。失礼な言い方かもしれないが何としても太陽光をやるということで営農型にたどり着いたのかなという印象もある。  
 営農型であれば一定基準の営農の継続が事業の継続とも連携する。そういった中で何を、どのくらい、何人で作って、どう売るといった部分が全く見えてこない。その辺を説明願いたい。

申請人代理人 営農計画の具体については申請書に添付して提出しているわけなんですけど、皆様の手元には行ってないんですか。

事 務 局 行っておりません。

議 長 口頭で結構ですから説明願います。

申 請 人 営農型で、総面積が 14,258 m<sup>2</sup>を第一計画として3年をかけて約4町歩全面積にみょうがを作付けしたい。

7 番 委 員 実際に作付けされる方とかは決まっていますか。

申 請 人 まだ、はっきりとした工程表は決まっていない。詳しくは代理人に答え

させます。

申請人代理人 私は今、群馬県の太田市で太陽光の元でみょうが栽培を行っております。昨年3000坪に5000株を植えております。昨年の夏の長雨で期待する収穫ができなかったため、株数を増やしている。

それを蔵王に持って来てお手伝いをしましょうという話になっている。今年は蔵王に1万株を持ってくる予定で、それも年増えますから収穫できるようになります。

5 番 委 員 営農計画でいえば最初は 14,285 m<sup>2</sup> 3年目には3町9反、約4町歩で平均の8割以上の収穫が必要ということですが、どうもイメージがわかりません。どのように耕作するのかといった説明をお願いしたい。

申請人代理人 同じようにやっている会社の資料がありますので、皆さんに回覧してもよろしいでしょうか。

[資料回覧]

5 番 委 員 蔵王町の東側は農業に適した土地で日当たりも良い。太陽光発電にも良い環境かと思われるが、8億もの事業費を何年でペイできるのか、周囲に与える影響についてはどう考えているか。

申請人代理人 他にも太陽光事業をやっておりますが、ソーラーパネルをつけたことによって温度変化があるとかそういったことはありません。

5 番 委 員 太陽光パネルや関連設備の耐用年数はどのくらいですか。

申請人代理人 パネル自体は25年くらいです。メーカーからも20年の保証は付きます。

鈴木推進委員 事業費が8億円と大きいものですから、自己資金はどのくらいですか。

申請人代理人 全額自己資金です。残高証明を添付しておりますので、46億円で、この中から自己資金として行います。

議 長 先ほどから説明がありましたとおり、みょうが栽培という計画でございます。初年度から収穫と言うと難しいかもしれませんが、どんどん収穫を増やす中で販売先と言うのは考えてありますか。

申請人代理人 収穫は1万5千t、金額は2,798万円×20年ですね。これ、段々増えていくと思います。根が増えますので、苗代、人件費、諸経費を引きますと270万円くらいでしょうか。

卸す場所は築地市場に決まっております。

8 番 委 員 みょうが栽培、最盛期にはどのくらいの雇用を見込んでいますか。

申請人代理人 先にやっている場所から考えると20～30人くらいでしょうか。

8 番 委 員 年間に人数的にどのくらいの雇用となるか。最盛期でいいですから。

申請人代理人 最盛期だけですか。6月から10月、4ヶ月くらいで120人くらいです。最盛期以外にも土作りなどで組合の方に手伝ってもらいながらも雇用

も必要になる。

8 番 委 員 最盛期の120人、全てが地元雇用というわけでもないでしょうが、地元雇用をどの程度見込んでいますか。

申請人代理人 色々と声をかけている。基本は地元雇用を主として不足する場合には近隣の県からも雇用したい。

議 長 他に質問はございませんか。

7 番 委 員 地元の地権者の方でみょうがの栽培に携わる方は何名ぐらいですか。

申 請 人 4～5人くらいですね。高齢の方も多く、それで太陽光という方向に向かったわけで、地権者の中でも4～5名くらいしかいない。

4 番 委 員 19名の地権者からは何名くらい耕作する法人組合に役員として入っているのか。

申 請 人 実際は組合長として私だけが事業を継続している。許可いただければ早速、事業として取組みたい。

4 番 委 員 1年前に法人は立ち上げているということでした。登記には理事さんなり役員なりが記載されていると思うが。

申請人代理人 登記は完了しておりまして、地権者19名全員が組合員として登記してあります。組合理事や役員の登記もあります。

4 番 委 員 法人設立にあたりそれぞれ出資されている。それで営農されるわけですから、農業機械などもその出資金から整備なさるといいますか。

申 請 人 報奨金などもあって法人設立を優先させてきたわけですが、これから営農するわけですから、その、農業機械といったことも組合として対応していきたい。

4 番 委 員 営農型として組合を設立したわけで、組合の営農内容が太陽光事業にも影響します。太陽光の会社に振られるのではなく組合長を中心として法人が主体性を持って農業に取り組んでいただかなければならない。

議 長 他に質問はありませんか。

8 番 委 員 事務局からも聞いていますが、経済産業大臣の事業認定がまだ出ていない。大体、いつ頃になる見込みですか。

申請人代理人 経済産業省に私も問い合わせているが、今、大変混んでいるみたいで、いつ頃という回答も出ない。もう少しすればいつ頃という回答が出ると思うのですが、2月頃かと。

議 長 他に質問はありませんか。

[なしの声あり]

議 長 質問がございませんので申請人への質問を打ち切ります。申請の結果について、申請人へは後日、事務局よりご連絡いたします。  
申請人はご退出ください。ありがとうございました。

[申請人退場]

議 長 なお、採決につきましては、日程第4 第1号議案全体の審議の後で行います。

議 長 日程第2 報告事項1 非農地証明願結果報告についてを議題といたします。現況調査委員は報告をしてください。

[6番委員朗読により報告]

議 長 現況調査委員からの報告が終わりましたので、各委員の質問を許します。

議 長 これは、トラクターやロータリーかけたようなすぐに耕作できる現況なの。

6番委員 はい、そうです。

4番委員 雑木などが生えていたと聞きますが、きれいにしたのは申請人ですか。非農地証明願を出してから整地したということですか。

6番委員 はい。調査員と事務局とも話し合いました。現況調査の結果として非農地と認められないこととなり、事務局から申請人へも連絡をしてもらっています。

議 長 他に質問はございませんか。

[なしの声あり]

議 長 質問がございませんので、非農地証明願については承認せず、非農地証明願事務処理の規定に従って非農地証明を交付しないことに決してお異議ございませんか。

[異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。日程第2報告事項1を終わります。

議 長 日程第3 報告事項2 農地現況照会に係る調査についてを議題といたします。現況調査委員は報告をしてください。

[6番委員朗読により報告]

[事務局より補足報告]

議 長 現況調査委員等からの報告が終わりましたので、各委員の質問を許します。

[なしの声あり]

議 長 質問がございませんので、日程第3報告事項2を終わります。

議 長 日程第4 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に説明をさせます。

[事務局長朗読説明]

事務局 長 (説明後に) なお、今回の申請番号1番は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると思われま。

また、番号2番は、農地法第3条第2項第1号、第2号、第4号に該当しますが、設定する権利が地上権であることから「不許可の例外」に該当すると判断されます。

また、番号3番は農地法第3条第2項第2号に該当しますが、設定する権利が解約条件付の使用貸借による権利であることから「不許可の例外」に該当すると判断されます。

申請の詳細は、別紙調査書のとおりです。

また、周辺農地への影響の有無について、番号1番は5名の委員により、番号2番、3番は本年度の農地パトロールで全委員により現地調査済みです。

議長 では、周辺農地への影響について、現地調査した委員は、結果を報告してください。

2番委員 報告します。1月16日に、我妻茂委員、山家一彦委員、樋口俊彦推進委員、平間昭男推進委員、私の5名の委員により現地調査を実施いたしましたところ、本申請の権利取得が周辺農地に与える影響はないと判断いたしました。

現地の状況は、いずれも牧草で、雪のない部分からも牧草の作付けを確認できました。また、雪で確認できない部分も、私、地元でありますので降雪のない時期に牧草地として利用されていることを確認しております。以上です。

議長 説明と報告が終わりましたので質疑を求めます。冒頭、申請人から説明があった件も含めて質疑を願います。

事務局 ただ、3条単独の申請でなく、転用との関連案件でありますので、転用が許可された場合の3条許可となる点をご留意ください。

3番委員 転用の方ですが、申請法人の構成員たる地権者が1名、最近亡くなったはずである。

事務局 申請自体は有効ですが、許可前に相続関係の書類を整備させます。

6番委員 もう1度確認したい。営農するのは地権者等で設立した法人で、太陽光自体は別会社が経営するのですね。

事務局 そのとおりです。そういう申請となっております。

6番委員 営農型ということで、3年毎に再申請しなければならない。しかし、あまり営農状況が芳しくないからといって、これほどの投資をしたものを許可しないことができるのか。

事務局 許可条件として減収による撤去にも触れている。現実には太陽光を撤去させるかどうか、その時々検討も必要でしょうが、大原則でありますので明記して許可書の交付をする予定です。



ただ、新規にみょうがに取組みますので、初期の段階から規定どおりの8割以上の収量を求めるのは困難だと考えます。

6 番 委 員 蔵王町ではまだこの営農型太陽光発電というのは実績がないのか。  
 事 務 局 仙南2市7町で初のケースとなります。  
 我妻推進委員 支柱の分の一時転用になるということでしたが、許可の更新ができなかった場合、支柱の分は農地に原状回復ということですか。  
 事 務 局 そうなります。ですから、コンクリート基礎のようなガッチリしたのではなく、容易に撤去できる構造の支柱を設置することになっております。

我妻推進委員 支柱の分の土地は別地目で登記するということはないか。  
 事 務 局 あくまで一時転用ですので、農地のままです。地上権設定の登記はあるかもしれませんが。  
 議 長 各位委員が心配する点かと思われませんが、一時転用で3年毎に厳しく審査して継続できるかどうかとなる。一度設置してしまえばずっとそのまま手が出せないということではない。

事 務 局 ずっとそのままにならないように同じケースの市町村では毎年の農地パトロールで必ず見るなど厳しい目で監視している状況です。ですので、我々もそのような対応が必要になってくると思われます。

8 番 委 員 申請がある現段階において、営農型で不許可にする正当な理由はないということですよ。3年後の更新時期ではなく、現段階でもし、不許可とするならその合理的な理由が必要ということですよ。

6 番 委 員 冒頭の組合長の営農計画ではあやふやで理解できなかった。申請に営農計画書の添付があるということですので、事務局から簡単に説明してもらえませんか。  
 事 務 局 まず、組合長の言っていた 14,258 m<sup>2</sup>というのが太陽光パネルの下の農地です。この部分で8割以上の収量を上げなければならないという事になります。他の部分でも同じようにみょうがの栽培をする計画です。  
 農林水産省の統計データで、みょうが10a当りの東北地方の平均収量がおおよそ400kg弱というデータがあります。こういったものを参考に8割以上の収量を確認することになるかと思われます。  
 生産は年間12t弱で、2,138万円を売り上げとして見込んでいるということです。そのうち経費が2,090万円ということで営農計画書は提出されております。

鈴木推進委員 収量をどのように確認するか教えてください。  
 事 務 局 所定の報告様式で報告いただきますが、知見のある方の意見書と併せて提出いただきます。不足であれば納品先毎の書類の提出を求めることもで

きるかと考えております。

鈴木推進委員 それも事業地で生産されたものかどうかという問題もある。

事務局 疑義があればケースごとに証明できる書類を求めてもいいのかなと考えています。

5番委員 知見のある方という事ですが、どんな方を想定していますか。

事務局 国としては改良普及所の職員などを想定していますが、申請人がどこに求めようとしているかはわかりません。

5番委員 条件付の許可となるわけですが、3年後にその基準、8割以上の収量を得られてないとかいった場合には撤去と農地復元を求めるという考え方でいいんですね。

議長 例えば特殊な事例で災害とか知見を有する者からも止むを得ないと思われる減収は別として、ちゃんと耕作や管理がされていない場合、すぐ撤去ともいかなくとも、何度かの指導でも改善されない場合、撤去させるのも止むを得ないんでしょうね。

事務局 はい。そのとおりで、許可の付帯条件を1度でも守られなければ必ず撤去というより農業委員会としては、守るように指導することがまず必要かと思われます。

しかし、指導に応じない、経常的に収量を下回るといった場合には3年毎の更新時期を待たず、毎年の報告結果をもって撤去の指導を行うことも考えられます。

ただ、怖いのが指導に従わず撤去しない場合、農地転用違反として最終的には我々も行政代執行の覚悟まで必要かと思われます。

山家(文)推進委員 農地の経営と太陽光の経営が別法人であるということで、先々、それぞれに経営を譲渡したり売買したりする恐れもありますね。

議長 確かに様々なことを予想、想定されるわけですが、我々の許可については推測や憶測で可否を決することができません。今の申請内容で否決できる要素が無いのであれば申請内容を信じる以外ないという現状があります。

我妻推進委員 太陽光の支柱分が転用という事ですが、パワーコンディショナーなどの付帯設備はどうなってますか。

事務局 同様に事業地内に支柱を組んで設置されます。その分も転用面積には参入されております。

6番委員 農業委員会としては疑わしいと感じても書類上整っていて、受理されれば、まず不許可にはできないということですか。

事務局 農地法の申請に対し不許可というのは行政処分になりますので、審査にあたっては憶測、推測による段々はすべきでないものと考えられます。

不許可処分を受ける側にも権利がありますので、先頃もありましたがその処分を不服とした審査請求、あるいは裁判といったことも考えられます。

ですから、不許可とする場合、単なる憶測や推測ではなく、審査請求や裁判という場において不許可が正当であると見なされる理由があるのかどうかも考えなければなりません。

仮に疑わしいがやむなく許可した。そしたら案の定、不適切な施工や事業が行われている。そういった場合には是正させたり、許可取消し、最終的手段としては行政代執行となりますが、なかなかそこまでは踏み出せないのも事実としてあるのかなとも思います。

たとえ行政代執行であっても、悪質であるとして腹を括って執行するのであれば許可後の手段がないということではありません。

3 番 委 員 まさに今言われたとおりかなと思います。申請段階で審査が通らない説明をする事業者はいないでしょうから、その後にでもちゃんと確認をする。各委員が地域に目を配ることによって事前に防げる事、許可後のチェックといったことも重要なのかと思います。

今の段階で賛成か反対かというものではないのかなと思います。

議 長 他に質問はありませんか。

[なしの声あり]

議 長 質問がございませんので採決いたします。日程第4第1号議案は原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。

[異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、第1号議案は原案のとおり承認されました。

議 長 日程第5 第2号議案 農地転用事業計画変更承認申請についてを議題といたします。事務局に説明をさせます。

[事務局長朗読説明]

議 長 説明が終わりましたので、質問を許します。

[なしの声あり]

議 長 質問がございませんので採決いたします。日程第5第2号議案は原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。

[異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、第2号議案は原案のとおり承認されました。

議 長 日程第6 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に説明をさせます。

[事務局長朗読説明]

事務局 長 なお、今回の申請、番号1番は原則転用の認められない第1種農地と判断されますが、3年以内の一時転用であって、利用目的に対して申請農地の必要性が認められることから農地法施行令に定める「不許可の例外」に該当すると判断されます。

判断基準等、詳細については別紙調査書のとおりです。

議長 説明が終わりましたので質問を許します。

4番委員 この太陽光の事業ですが、地権者で作る組合で営農する。この事業地の隣接も農地なんですけど、そういった方の意見などは聞いておりませんか。

事務局 大変規模の大きな事業であります。意見ではありませんが、申請に当たって隣接農地の所有者、また水利組合からの同意書は添付になっております。

4番委員 長く続けるうちに営農できなくなるといったことも出てくるかもしれない。ある程度の縛りというか、必要ではないか。

事務局 この営農型太陽光発電事業自体が縛りとなっています。あくまで一時転用であって申請地は農地の性格を持ち続けます。上部では太陽光発電事業を行っても、下の農地で営農を継続することが条件で、それも上の事業によって平均的な農作物の収量より2割以上の減収があってはならない。そういう場合には太陽光発電事業も継続できないといった縛りがこの事業自体にかけられていると言えます。

8番委員 一時転用であり、3年毎の更新が必要なのも縛りですね。

事務局 はい、永久転用ではありませんので、農地区分が変わらない以上はずっと農地以外の地目にはなり得ない場所です。

議長 営農できるようにパネルを設置する支柱の高さなど設備の面でも縛りがありますね。

議長 他に質問はありませんか。

事務局 ご協議いただきたいのですが、今まで田んぼだった場所で初めてみょうがに取り組むものです。最初からずっとみょうがを作ってきた場所ではなく、徐々に株分けとか増やすこととなりますので、その2割の要件も営農状態が整うまで猶予が必要です。どの程度猶予しますか。

8番委員 そのみょうが栽培というのに興味を持って調べてみた。最初3年ぐらいは十分取れない。3年目以降収穫しながら7年目ぐらいになると植え替えをしないと取れなくなる。その植え替えの農地も必要になる。

JAなどにも資料があるようです。

議長 先ほど営農計画の説明があった。1年目の収量と売り上げ目標もあったと思う。全面積一斉に植えつけるのでないのでしょうかからキッチリした営

農計画に基づけばいいのではないか。

農業委員会で、勝手な数で減収を認めるのはおかしい。

我妻推進委員 減収については、第三者というか、普及所、JA といった詳しい方の判断が必要である。

議長 先ほども話があったが、知見を有する者として普及センターや JA の意見書が必要になる。

我妻推進委員 でも、それは事業者側が依頼して準備する書類になる。審査する側にも知見を有する者の協力が必要でないか。

事務局 我妻委員の心配もそのとおりです。しかし、申請者がどういう方を知見を有するとして依頼するかわかりませんが、我々として中立性の観点からチェックします。申請者に親しい方、事業関係者、金銭を得て依頼に応じた方などは中立性がないということで取り直しになると思います。

5 番 委 員 法人登記している会社であれば決算があるでしょうし、確定申告などはごまかせないと思う。必要に応じてそういった書類を求められるか。

事務局 審査側の判断のための参考資料提出は当然求められる。実際、手持ちの資料を提出できないというのであれば、逆になぜなのかが問われる。

議長 先ほどの営農計画について、事務局から説明願います。

事務局 営農計画自体には作付面積の記載はあすのですか、収量の記載はありません。それで予定の収量として農林水産省で示している基準収量（396 kg/反）で見込んでいる。そういう考えでいいか。

議長 また、太陽光施設の撤去についてですが、その判断は収量の減だけでなく農地パトロールなどで農地を適切に利用してないとすれば指導の対象になりますし、応じなければその時点で撤去を命ずる事もあると考えています。当然そういった営農のあり方は3年毎の許可、不許可の判断にも影響するものと考えます。

議長 やはり営農計画ですからきちっと年毎の収量も明示されるべきです。

事務局 ですから、栽培面積に農林水産省の示す収量をかければ数値が出るわけですが、それを基準数量のノルマとして課していいか。

議長 ノルマを課すとかでなくて、申請人もみょうが栽培のプロなのでですから、年毎の収量を明示させるべきである。農業委員会側で勝手にこのぐらい減らしてやるかといった判断をするのはおかしい。

5 番 委 員 生産組合の会長も言っていたとおり1年目から面積を増やして3年目で全面積にするんだと思う。であればその計画の中での計画書が必要である。

議長 営農計画説明でも1年目から植えつける株数、収入予定金額までせつめいがあった。予定収量が不明という事ではないと思う。それを書いてもら

えばいい。あくまで申請人からの提出が必要だし、予定収量もハッキリしないのを農業委員会の判断で、2割を超えて認める減収割合を決めるのは変だ。

事務局 長 では、あくまで営農計画書に予定収量を記載させ、原則としてその収量の2割以内の減収に抑えるということでもいいですか。

議 長 そのようにお願いします。

議 長 その他質問はございませんか。

議 長 [なしの声あり]

議 長 質問がございませんので採決いたします。日程第6第3号議案は、議案第1号には許可条件の付加、各提出物の提出をもって許可する等の条件があります。これをクリアした時点で、他の案件は原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。

議 長 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、第3号議案は原案のとおり承認されました。

議 長 日程第7第4号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書を決定することについてを議題といたします。事務局に説明をさせます。

事務局 長 [事務局長朗読説明]

事務局 長 (説明後に) なお、今回の各申請は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われま。

議 長 詳細につきましては、別紙調査書のとおりです。

議 長 説明が終わりましたので質問を許します。

議 長 質問はありますか。

議 長 [なしの声あり]

議 長 質問がございませんので採決いたします。日程第7第4号議案は原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。

議 長 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、第4号議案は原案のとおり承認されました。

議 長 日程第8第5号議案は議事参与の制限が複数ございます。まず5番、平間 栄委員の退席を求めます。

議 長 [7番 平間 栄委員 退場]

議 長 日程第8第5号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書を決定することについてを議題といたします。

議 長 事務局に説明をさせます。  
[事務局長朗読説明]

事 務 局 長 (説明後に) なお、本申請は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われま。詳細につきましては、別紙調査書のとおりです。

議 長 説明が終わりましたので質問を許します。  
議 長 質問はありませんか。  
[なしの声あり]

議 長 質問がございませんので採決いたします。日程第8第5号議案は原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。  
[異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、第5号議案は原案のとおり承認されました。5番 平間 栄委員の入場を許可します。  
[5番 平間 栄委員 入場]

議 長 続きまして2番、三沢敏朗推進委員の退席を求めます。  
[2番 三沢敏朗推進委員 退場]

議 長 同じく日程第8第5号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書を決定することについてを議題といたします。

議 長 事務局に説明をさせます。  
[事務局長朗読説明]

事 務 局 長 (説明後に) なお、本申請は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われま。詳細につきましては、別紙調査書のとおりです。

議 長 説明が終わりましたので質問を許します。  
議 長 質問はありませんか。  
[なしの声あり]

議 長 質問がございませんので採決いたします。日程第8第5号議案は原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。  
[異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、第5号議案は原案のとおり承認されました。2番 三沢敏朗推進委員の入場を許可します。  
[2番 三沢敏朗推進委員 入場]

議 長 同じく日程第8第5号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書を決定することについてを議題といたします。

議 長 事務局に説明をさせます。  
[事務局長朗読説明]

事 務 局 長 (説明後に) なお、本申請は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われます。詳細につきましては、別紙調査書のとおりです。

議 長 説明が終わりましたので質問を許します。

4 番 委 員 議案10番ですが、他の申請は反当玄米30kgなのですが、この申請だけ6反を超える面積、全面積で30kgとなっている。これはなぜですか。

事 務 局 この農地の所有者の意向が、荒らさないように使ってもらえるならタダでもいいということでした。しかし、借受人が使用貸借ではあまりに申し訳ないからと気持ちだけ玄米をお支払いすることにしたものです。

議 長 他に質問はありませんか。  
[なしの声あり]

議 長 質問がございませんので採決いたします。日程第8第5号議案は原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。  
[異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、第5号議案は原案のとおり承認されました。

議 長 日程第9 第6号議案 非農地証明願についてを議題といたします。事務局に説明をさせます。  
[事務局長朗読説明]

議 長 続いて、現地の調査を行う委員の指名を行います。  
規定により会長が指名をいたします。3番菅井啓二委員、4番佐藤良彦委員の2人を指名いたします。

議 長 説明と指名が終わりましたので、質問を許します。

7 番 委 員 議案1番について、非農地となった時期が明確になっていますが、どういった理由でしょうか。

事 務 局 こちらは一般個人住宅で転用許可を受けた案件で、途中、家の建築が中止され、駐車場として利用されてきた経緯があります。

議 長 他に質問はありませんか。  
[なしの声あり]

議 長 質問がありませんので採決いたします。日程第9第6号議案は、只今指名した2人の現況調査委員により現地調査を行うことにご異議ございませんか。  
[異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。現況調査委員は、現地調査を実施し、来月の総会



で結果を報告をお願いします。

議 長 日程第10 第7号議案農地の賃借料情報の提供についてを議題といたします。

議 長 事務局に説明をさせます。  
[事務局長 朗読説明]  
[事務局 補足説明]

議 長 説明が終了しましたので質問を許します。

議 長 質問はありませんか。  
[なしの声あり]

議 長 質問がございませんので採決いたします。日程第10 第7号議案は原案のとおり公表することに決してご異議ございませんか。  
[異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって第7号議案は原案のとおり公表することに決しました。

議 長 日程第11 第8号議案平成30年度蔵王町農作業労働賃金標準額の改定についてを議題といたします。

議 長 事務局に説明をさせます。  
[事務局長 朗読説明]  
[事務局 補足説明]

議 長 説明が終了しましたので質問を許します。

議 長 質問はありませんか。  
[なしの声あり]

議 長 質問がございませんので採決いたします。日程第11 第8号議案は原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。  
[異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって第8号議案は原案のとおり承認することに決しました。

議 長 以上をもちまして本日の議事日程は全て終了いたしました。慎重なご審議に感謝申し上げます。  
(午後4時16分)

本日の議事録は書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名する。

平成30年3月26日

議長

---

7番

---

8番

---